横浜市東永谷地域ケアプラザ 会場利用の手引き

●1「地域ケアプラザ」って?

横浜市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、設置された施設です。

●2 利用の条件は?

「地域の福祉保健活動の拠点」として、福祉保健活動を行っている団体、または福祉保健活動に関心のある団体(趣味グループ等) にご利用いただけます。このためケアプラザを利用する団体は

*積極的に、地域福祉活動を行ってください!

団体の直接の目的が福祉保健活動ではない場合でも、デイサービスやサロンでの活動等、地域でのボランティア活動に参加してください。「活動の方法が分からない」という場合にもご相談ください。

*仲間づくりを実践・応援してください!

新しいメンバーの参加を受け入れ、地域の仲間づくりにつなげてください。

*ご利用をお断りする場合

- (1)営利につながる活動若しくはこれらに類する行為
- (2)施設運営の弊害となる可能性がある行為
- (3)その他前号の各号に準ずるとき。

●3 ご利用の方法は?

- (1)未登録の団体が登録後使用する場合
 - ①「登録申込書」にご記入ください。(活動内容が分かるチラシなどがあれば添付してください)
 - ② 審査の結果、要件が満たされていれば「登録書」を発行します。(概ね1週間程度・登録は3年間有効です)
 - ③ 決められた日時にケアプラザへ電話し、希望日を伝える。(団体区分に申込日は異なります)
 - ④ 登録期間中に代表者等が変更した場合、「登録内容変更届」をご提出下さい。

(2)未登録の団体が登録せずに使用する場合

- ①「活動内容届出書」にご記入ください。
- ② 審査の結果、要件が満たされていれば「使用申込書」を提出してください。

[登録の抹消について]

以下の場合には、登録の抹消をさせていただきます。ご了承下さい。

- ・団体登録の抹消手続きがされたとき
- ・登録の更新手続きをしなかった場合
- ・登録内容と活動実態が著しく異なっている場合
- ・団体が解散または活動の継続が困難と思われる場合
- ・その他、ケアプラザのご利用のルールを守らなかった場合



●4 各部屋の仕様・備品について

部屋名	定員	主な用途	備品
多目的ホールA	24名	会議、食事会、体操教室等。 A・Bはパーテーションで間仕切り	・マイク(有線4、ワイヤレス3) マイクスタンド2、譜面台1 ・テレビ、VHSビデオ、カセット、CDデッキ
多目的ホールB	36名	も可能です。	・電子ピアノ、ホワイトボード
調理室		多目的ホールと隣接。食事会等 での調理やお茶準備等。	・食器類 約60名分 ・オーブン、電子レンジ、炊飯器 ・その他調理器具
ボランティアコーナー	20名	開放感のあるオープンスペースです。	
地域ケアルーム	10名	少人数の利用に便利です。	

【その他貸出備品】

マーカーセット・ビデオプロジェクター・スクリーン・セラピーマット・たたみマット・フラフープ・ボッチャソフトボール・タンバリン・おもちゃ・マージャンセット・楽器・スピードラダー・スクリーン

- ※館内での使用に限ります。その他使用の条件がありますので、詳細は窓口でご相談ください。
- *使用備品は、申込時に「申込書」に記載してください。 (他の部屋に付随して調理室を使用する場合も、その旨記入してください)
- *包丁、プロジェクターは施錠管理しています。ご利用の場合は受付にお声かけください。
- *パソコンの貸出はしておりません。また、プロジェクターなどの AV 機器をご利用の際は職員にお声掛けください。
- *多目的ホール・調理室は専用のスリッパをご利用いただき、他の部屋の移動時には履き替えてください。

●5 団体区分

	内 容	申込開始日	回数	料金
団体 I	①ケアプラザを利用する目的が、福祉支援を必要とする地域 住民の自助活動・支援活動。 ②地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動 の担い手として活動。	3か月前の 第1木曜日	1か月 3枠まで	無料
団体Ⅱ	福祉保健協力団体で自ら生活環境等の向上のために活動している団体でボランティア活動を年2回以上実施。 ※年2回以上、福祉活保健動記録報告書を提出する。	2か月前の 第1金曜日 ※金曜日始まりの月 は第2金曜日	1か月 2枠まで	無料
団体 II	団体 I・II 以外の団体 目的外使用許可条件に該当する活動 マンションの管理組合等・個人的な目的で開催される行事・活動	1ヶ月前の月 1日〜	1か月 2枠まで	有料
団体 IV	団体 I と同様の活動を行う法人	利用日から起算 21 日前から	上限なし	無料
団体 V	団体IVに区分されない法人	利用日から起算 14日前から	上限なし	有料

- * 当ケアプラザ自主事業・共催事業については、上記の申込開始日に優先します。
- *上記申込日に次月の夜間利用の申し込みができます。枠の上限はありません。
- *登録団体であっても、登録内容と異なる活動をする場合は、登録を行っていない団体と同じ手順となります。
- *福祉保健活動記録報告書の記入内容については担当者にご確認ください。

●6 利用申込の方法は?

- ・申込の開始日は、団体区分によって異なります。(前ページの●5の表でご確認ください。)
- ・登録の済んでいる団体と未登録の団体では手順が異なります。詳しくは担当者にご確認下さい。
- ・「会場利用申込書」は利用時にご提出ください。
- *目的外使用団体(有料団体)は申込のたびに「目的外使用申請書」の提出が必要です。

●7 利用できる時間帯は?

枠	月~土	日·祝
午 前	9~12時	9~12時
午後1	12~15時	12~15時
午後2	15~18時	15~17時
夜 間	18~21時	

※利用時間枠の後ろ15分は換気の時間になりますので、ご利用できません。

●8 利用料について

·会場使用料については団体区分によって異なります。(前ページの●5の表でご確認ください。)

*利用当日にケアプラザ窓口にてお支払いください。 つり銭のないようにお願いいたします。

部屋名	使用料(3時間)		
多目的ホール	1,380円 *ただし、日・祝の午後2(15~17時)は920円		
ボランティアコーナー	420円 *ただし、日・祝の午後2(15~17時)は280円		
調理室	420円 *ただし、日・祝の午後2(15~17時)は280円		
地域ケアルーム	420円 *ただし、日・祝の午後2(15~17時)は280円		

●9 当日の利用方法

- (1)ご利用の前に
 - ·窓口にお寄りいただき、「利用報告書」と机拭き用の雑巾・使用物品を受け取ってください。
 - ・職員が鍵を開閉します。
- (2)活動が終わったら
 - ・**利用時間内に、部屋の片付け、点検を終えて下さい。**(机やいすを消毒し、配置を戻す・掃除機をかける等)
 - ・利用中に出たゴミは各団体でお持ち帰りください。
 - ・空調や照明を消し、窓を閉めてください。
 - ·「利用報告書」に、実際に使用した人数をご記入し、チェック欄を確認してください。
 - ・窓口か内線電話(201)にて職員にお声かけください。部屋の確認に参ります。

●10 施設利用上の注意

- ・ケアプラザを会場に講座等行う場合、必ず事前にご相談ください。(特にチラシ等に会場として掲載する場合)
- ·調理室を利用する場合、消耗品(茶葉·洗剤·調味料·ゴミ袋等)は各団体でご持参ください。
- ・施設内での飲酒はできません。
- ・節電・節水にご協力ください。
- ・備品等を破損したり汚した場合には、速やかにお申し出ください。 * 次のご利用者に影響します。 状況によっては修繕費などをご負担いただくこともあります。
- ・公共交通機関のご利用をお願いいたします。
 - *ケアプラザの駐車場は、お体の不自由な方等に優先的にご利用いただくものです。
- ・お子さん等から目を離さないように注意してください。
- ・ご気分が悪くなったり、嘔吐された場合には受付にお声かけ下さい。
- ・申請書に記載された事項以外のために利用をしないでください。
- ・附帯設備を施設外に持ち出さないでください。

- ・許可なく、壁、柱、壁等にポスター、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ若しくは貼り付け、 文字等を書き、またクギ等を打たないでください。
- ・許可なく危険物、または不潔な物品または身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬及び聴導犬以外の動物を 持ち込まないでください。
- ・寄付金の募集、物品の販売等を行わないでください。(障害者施設等の物販は除く)
- ・許可なく火気を利用し、または設備を設置しないでください。
- ・ケアプラザ敷地内は全館禁煙です。また所定の場所以外での飲食をしないでください。
- ・他の利用者に著しく迷惑(騒音、大声等)または危険を及ぼす(暴力を用いる)行為をしないでください。
- ・関係職員の指示に従ってください。
- ・利用に際しては「横浜市地域ケアプラザ条例・規則」を遵守してください。

[その他]

天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

●11 個人情報の取り扱いについて

登録申込書等にご記載いただいた個人情報は、会場利用に関すること、当ケアプラザからのご連絡・ご案内の他には使用いたしません。

横浜市東永谷地域ケアプラザ

指定管理者 * 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

住 所: 〒233-0011 横浜市港南区東永谷1-1-12

TEL: 826-1097 FAX: 826-1071

E-mail: higashinagaya@yokohamashakyo.jp



___ こちらから HPをご覧ください

【交通】京急バス :南高校行き桜台下車 徒歩1分

神奈中バス:71系統港南区総合庁舎前経由芹が谷行き 南高校前下車徒歩3分

